

令和8年 月 日

2026はんだふれあい産業まつり実行委員会会長 殿

商店名

住所

氏名（出店責任者）

連絡先

誓約書

私（当店）や従事者など出店に関わる者は、令和8年11月7日・8日に開催される「2026はんだふれあい産業まつり」の出店にあたって、下記1～7の事項に該当しないこと又は下記8の事項に掲げる行為を行わないことを誓約します。

この誓約に虚偽があった場合は、出店を取り消され、露店を撤去することになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害を生じた場合は、一切私（当店）や従事者など出店に関わる者の責任とします。また、2026はんだふれあい産業まつり実行委員会及び2026はんだふれあい産業まつり実行委員会事務局、その他関係する行政機関等の指示に従い、健全で安全な露店営業を行うとともに、2026はんだふれあい産業まつりの安全を確保するため、警察等の関係機関に本書を提出することを了承します。

記

※各項目を確認して☑チェックすること。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 2 暴力団員等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- 3 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
- 4 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
- 5 暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- 6 暴力団等と生計を同一にする関係にある者
- 7 前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者
- 8 自ら又は前各号のいずれかに該当する者や法人等を利用して、露店営業に際して以下の各号のいずれの行為も行いません。
 - ①暴力的要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
 - ④他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ⑤他の者の業務の妨害。又は妨害するおそれのある行為
 - ⑥法令に抵触する犯罪行為

※☐ 露店出店者の従事者は別紙のとおりです。